

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名: 鹿島建設株式会社
法人番号: 8010401006744
住所: 東京都港区元赤坂1丁目3番1号
- 指名停止措置期間: 令和3年7月19日から令和3年8月18日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲: 東北地方測量部管内
- 事実概要:

鹿島建設株式会社東北支店の元営業部長は、環境省福島地方環境事務所発注の福島県富岡町被災建物解体事業の共同企業体の所長を務めていた際、下請け業者から謝礼金を受け取るなどして得た所得について、確定申告をせず約8,300万円の脱税をしたとし、令和3年6月29日に所得税法違反で仙台地方検察庁から在宅起訴された。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である 鹿島建設株式会社の使用人の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措置要件	期間
1~14 略	略
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)